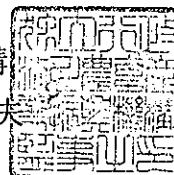


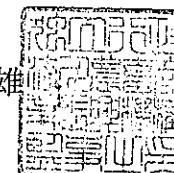
21農畜機第1562号
平成21年6月25日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 木下寛之 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
監事 堀邦夫



監事 田中茂雄



監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、幹部会等の重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部、地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）及び海外駐在員事務所（シンガポール及びシドニー事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室から内部監査の実施状況及び会計監査人から会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画の達成状況を中心とした契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

2. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

- (1) 会計帳簿については、記載すべき事項は正しく記載され、財務諸表の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人である、あざさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、中期計画、年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (6) 役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

3. 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

(1) 内部統制の状況及び情報管理の状況について

内部統制については、昨年度の定期監査においても重要事項の一つとして、その体制整備の進捗状況について確認を行いました。その結果、内部統制に係わる体制の整備や内部規程・要領・マニュアル等の作成・整備など管理体制に係わる基盤整備が着実に進められてきたことを確認したところです。そして今年度の監査においては、平成20年度中に、より実効性のある実質的な取り組みが行われたかを確認した結果、従来から進められてきた基盤整備の段階からさらに進捗し、内部統制の機能化にとってより重要となる実効性ある進展が見られました。

具体的には、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議の実効

的な運営を通して、それらの会議で取り上げられた新たな取り組みとして、役職員を対象とした視聴覚教材を活用したコンプライアンス集合教育の実施や、外部講師による企業倫理講習、各部署による自己啓発学習等の地道な取り組みがなされたこと。また個人情報の保護については、漏洩・紛失防止対策として個人情報（紙データおよび電磁記録媒体）の保管管理の適正化の改善指導や、P C モバイル管理の徹底、サーバー保管されているデータへのアクセス管理（ログイン対策）の改善指導、さらには個人情報保護の重要性の理解を深めるための職員研修を計画的に実施し、P D C A サイクルの機能化を組織内に浸透させる取り組みが着実に行われたことです。

また、情報化社会の進展に伴い、内部統制にとってますます重要性が増している情報セキュリティ対策については、サイバー攻撃への対策など、従来から適時実施してきた情報セキュリティの脆弱性の診断・改善に加え、最近、社会問題化しているスパムメールへの対策として、メールサーバーを安定的に稼動させるためのフィルターサービス機能を導入するなど、適切なる対策が講じられました。それらの取り組みを踏まえ、先に各府省庁が見直した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改訂」に対応した「情報セキュリティ規程」の刷新や「情報セキュリティ対策マニュアル」の整備を行い、それらの理解醸成を図るべく、役職員を対象とした「情報セキュリティ対策研修会」を実施するなど、情報セキュリティに対する意識向上の取り組みを積極的に推進したことは大いに評価できるものと考えます。

このように平成20年度においては、組織全体での取り組みを通じてリスク管理体制の整備・強化がさらに図られ、年々着実に内部統制の機能性が高められていますが、期中に実施されたコンプライアンスに係わるアンケート調査の結果を見ますと、内部統制の重要性の認識度において個人差があるなど、引き続き改善すべき課題があることもまた事実です。引き続き重要性の認識を高めつつ、単なる知識の習得だけではない、より実質的なものとするための地道な取り組みをお願いします。

今後、当機構を取り巻く社会環境も大きく変化するものと予想されます。それに伴い社会の要請や関心もまた変化していくものと思われます。かかる状況にあって、当機構の社会的役割を果たしていくために、現状に甘んずることなく、その時々の社会の要請に対応した対策・体制の見直しなどを適時かつ柔軟に行っていくことが重要であると考えます。

(2) 契約の状況

＜随意契約見直し計画の進捗状況＞

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、また、平成19年12月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に基づき、更なる契約の適正化を目指して随意契約見直し計画が策定され、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものを除き、順次競争契約に移行することとされているところです。この随意契約見直しについては、表1のとおり、競争性の無い随意契約は着実に減少しており（注）、評価すべき内容となっていると認められます。

（注） 平成20年度末においては、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないもの以外の契約案件は全て競争性のある契約に移行したものと認められます。

なお、調達契約ではありませんが、余裕資金の運用及び短期借入金の借入についても競争入札が実施されており、より効率的資金運用等が行われているものと認められます。特に、短期借入金の平成20年度平均借入利率は、砂糖勘定で0.619%、でん粉勘定で0.617%となっており、同期間の短期プライムレートが1.875%～1.475%で推移したことと比し、有利な条件で資金調達が行われていると認められます。

＜1者応札解消の取組み＞

競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは実質的な競争原理が働かないとの問題意識を契機として、競争によるメリットを十分に享受するとともに契約手続きの透明性をより高めるとの観点から、1者応札の可能性のある契約については、平成20年9月以降表2に掲げる措置が講じられています（注）。

（注） 政府の各省庁における1者応札解消の取組みは、平成20年12月1日に行政支出総点検会議にて取りまとめられた「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」において、「各府省は、一者応札・応募となった契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべきである」との指摘を踏まえ、その取組みが開始されたことと比較しても、機構の取組みは、自主的かつ先進的な取組みであったと評価できます。

このような1者応札解消の取組みの措置のうち、例えば一般競争入札の公告期間は国の基準である10日間（予算決算及び会計令第74条）の2倍の公告

期間とするものであり、このような機構独自の積極的な取組みは大いに評価されるべきものといえます。

そして、表3に示すように1者応札解消の取組を開始した以降は、1者応札は目に見えて減少しています。また、前年度の実績が1者応札で本年度の実績が複数者応札に改善された案件を比較してみると、多くのケースで落札率が低下しており、経済性の観点からも十分に成果が上がっています。このように、1者応札解消の取組みについては、その成果の面においても十分に評価できるものとなっています。

このような積極的な取組みではありますが、1者応札解消の取組みは事務処理量の増加を抑える観点から「1者応札の可能性のある契約」について適用することとされ、全ての契約に適用されることにはなっていません。このため、契約担当者の主観的な判断によってその取扱いが異なる場合も生じ得ることとなり、契約手続きの透明性の観点からは必ずしも適切とはいえないと考えます。1者応札解消の取組みはその緒についたばかりですが、今後さらに充実されることを期待します。

(表1) 隨意契約見直し計画の進捗状況 (単位:件、百万円、%)

区分		競争入札	企画競争・公募	競争性のある契約小計	競争性の無い随意契約	合計
平成 18年度	件数	(42.4) 5.6	(12.9) 1.7	(55.3) 7.3	(44.7) 5.9	(100.0) 132
	金額	(84.4) 5,502	(3.9) 257	(88.3) 5,759	(11.7) 760	(100.0) 6,519
平成 19年度	件数	(54.4) 6.8	(17.6) 2.2	(72.0) 9.0	(28.0) 3.5	(100.0) 125
	金額	(93.4) 11,569	(1.6) 203	(95.0) 11,772	(5.0) 619	(100.0) 12,391
平成 20年度	件数	(63.5) 8.7	(22.6) 3.1	(86.1) 11.8	(13.9) 1.9	(100.0) 137
	金額	(92.1) 9,279	(2.3) 233	(94.4) 9,513	(5.6) 567	(100.0) 10,080

(注) 上段括弧書は構成比

(表2) 競争参加者を増やすために講じた措置の概要

- 公告から入札（応募締切）までの期間を延長する（入札の場合10日間から20日間に延長、企画競争の場合20日間から30日間に延長）
- 公募の周知を図る
- 参加資格については、幅広く対象とする
- 実施時期を前倒しする（年度末を避ける）
- システムの更新や改修の場合は、現行システム情報を開示する旨を仕様書等で明示する

(表3) 契約形態別応募者状況

(単位:件、%)

契約方式	一般競争入札		指名競争入札		企画競争・公募		合計	
	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上	1者	2者以上
平成19年度	(26.4) 14	(73.6) 39	(0.0) 0	(100.0) 15	(59.1) 13	(40.9) 9	(30.0) 27	(70.0) 63
平成20年4~8月	(23.7) 9	(76.3) 29	(0.0) 0	(100.0) 10	(69.2) 9	(30.8) 4	(29.5) 18	(70.5) 43
平成20年9~3月	(18.5) 5	(81.5) 22	(0.0) 0	(100.0) 12	(5.6) 1	(94.4) 17	(10.5) 6	(89.5) 51

(注) 上段括弧書は構成比

(3) 給与水準適正化等の取組み

給与水準等については独立行政法人整理合理化計画において、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）の規定に沿って人件費総額の削減（平成18年度以降の5年間で5%以上の削減）に取り組むこと、給与水準については国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準とすること等が要請されています。

機構では、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行う等の給与構造の見直しの取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度や業務専門職の導入等、相当に厳しい努力が払われているものと認められます。

このような取組みの結果、平成20年度における機構の給与水準（地域・学歴を勘案した対国家公務員ラスパイレス指数）は110.9となっており、平成16年度の116.4と比較すると5.5ポイントの低下となっています（表4参照）。

また、給与、報酬等の支給総額についても、表5に示すように毎年度確実に減少しており、結果においても十分に評価できるものとなっています。

独立行政法人等の政府関係機関に対する国民の目はこれまでにも増して厳しいものがあるところですので、給与水準適正化の取り組みは、地域・学歴を勘案した対国家公務員ラスパイレス指数を、平成24年度には平成18年度と比較して10ポイント引き下げるという目標の達成に向けて、今後とも計画的かつ着実に進められることを期待します。

(表4) ラスパイレス指数の推移

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指 数	116.4	115.4	114.1	111.9	(仮集計値) 110.9

(注) 地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数である。

平成20年度の値は、仮集計である。

(表5) 給与、報酬等支給総額

(単位:千円、%)

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
支給総額	2,247,433	2,189,376	2,161,192	2,090,033	1,991,956
対前年度 増▲減額		(▲ 2.6) ▲ 58,057	(▲ 1.3) ▲ 28,184	(▲ 3.3) ▲ 71,159	(▲ 4.7) ▲ 98,077

(注) 退職手当を除いた給与、報酬等の支給総額である。

対前年度増▲減額欄の上段括弧書は増▲減率である。

(4) 補助事業実施主体の公募の取組

機構が実施している各種の補助事業については、平成20年度から事業実施主体の公募方式が導入されました。

この事業実施主体の公募は、

- (ア) 法令等により事業実施主体が特定されているもの、継続事業であって終期未到来のもの等公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定する
- (イ) 事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定される
- (ウ) 1者のみ応募の事業であっても、審査を行い評価の結果が基準点に満た

ない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されており、新たな取組みとして高く評価されるものと考えます。

平成20年度の実績では、複数の者が応募する事業はそれほど多くなかったところです。これは、補助事業実施主体が収益を得ることがないという補助事業の性格もあり競争性を高めることには相当の困難が伴うものと考えますが、平成21年度の応募については、平成20年度の結果を踏まえ競争性を高めるため応募資格の制限を緩和する（注）取組みも行われており、今後も逐次改善が行われ、補助事業の実施者の選定がより透明なものとなることを期待します。

（注）平成20年度では、応募者の資格として「補助の対象となる事業に関する知見を有すること」及び「全国規模の団体であること」といった要件を付していましたが、平成21年度ではこれらの要件が廃止されています。

(5) 情報開示の状況

独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等により公開が義務付けられている事項、並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、補助事業に関する第三者委員会、農畜産業振興機構評価委員会及び農畜産業振興機構コンプライアンス委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても機構ホームページにより積極的に開示されています。また、平成20年6月からはメールマガジン配信の開始、平成21年2月にはホームページの全面的な改定を行い、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、このような情報の開示及び発信強化の取組みは評価されるところです。

機構ホームページへのアクセス件数及びメールマガジンの配信数の状況は表6及び表7に示すとおりです。ホームページへのアクセス件数の平成20年度実績は604万件となっており、平成19年度実績に比して若干の減少とはなっているものの、平成16年度実績と比較すれば2倍強のアクセス件数であり、また、平成20年度計画値を11.2%上回っており、アクセス件数は概ね順調に増加しているものと認められます。

他方、メールマガジンについて、その配信数を配信開始後間もない平成20年9月末時点と平成21年3月末を比較すれば大幅な増加率となってはいるものの、紙媒体である情報誌の発行部数と比較すると、必ずしも満足できるものではありません。メールマガジンについては、配信を始めたばかりですが、配信数をより増大させるため、その認知度を高める工夫を行うとともに、機構

ホームページ等を積極的に活用し、情報発信をより一層充実させて行くことが必要と考えます。

(表6) 機構ホームページへのアクセス件数

年 度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20 年度	
					実 績	計 画
アクセス数	292 万件	392 万件	543 万件	670 万件	604 万件	543 万件

(表7) メールマガジンの配信数

区 分	畜産の情報	野菜情報	砂糖類情報	でん粉情報	合 計
平成 20 年 9 月末	157 件	150 件	374 件	215 件	896 件
平成 21 年 3 月末	479 件	358 件	485 件	277 件	1,599 件

(注1) 砂糖類情報及びでん粉情報のメールマガジンは平成19年10月から、畜産の情報及び野菜情報メールマガジンは平成20年6月から、それぞれ配信を開始している。

(注2) メールマガジン配信を登録している者の数である。

(6) 生糸勘定の廃止と残余財産の国庫納付

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律」(平成20年法律第12号。以下「廃止法」という。)の施行により、生糸勘定は平成20年4月11日に廃止されました。

この廃止法は、国会提出時点では平成19年度内に施行され、生糸勘定は平成19年度末で廃止することが想定されており、平成19年度の通常の決算手続きの中で生糸勘定の清算及び残余財産の国庫納付を行うことが予定されていました。このため、年度当初に廃止された場合の国庫納付の期限等の規定は存在せず、機構の平成20年度決算が行われる平成21年4月から6月の間に清算手続き及び国庫納付を行ったとしても特段の問題は生じないと考えられました。

このような状況の中で、機構においては、残余財産の国庫納付を無為に遅らせることは適切ではないとの判断を行い、関係省（農林水産省、総務省及び財務省）と積極的に協議を行うとともに、会計監査人等とも調整を行い、平成20年10月には国庫納付が完了しました。

生糸勘定の廃止に伴う国庫納付について、漫然と平成20年度決算時期を待つのではなく、機構のイニシアティブにより関係省等と調整を行い早期に完了できたことは、高く評価されるべきものといえます。